

れい わ ねん ど ねん ど
令和9年度（2027年度）

わ か やまけんこうりつがっこうきょういんさいようこう ほ しゃせんこう し けん
和歌山県公立学校 教員採用候補者選考試験

じんざいとくべつせんこう ぼしゅうようこう
グローバル人材特別選考 募集要項

せんこう もくてき
【選考の目的】

わかやまけんきょういんかい せかい かつやく じんざい ちいき けいざい しゃかい けんいん こくさい
和歌山県教育委員会では、世界で活躍するグローバル人材や、地域の経済・社会を牽引する国際
的な素養を持つ人材を育成するため、グローバル人材特別選考を実施します。

わかやまけん もと きょういんぞう
【和歌山県として求める教員像】

- 和歌山の未来を前向きに考えようとする人
- 教員としての使命感や誇りを持ち、学習指導に高い専門性を発揮しようとする人
- 豊かな人間性と社会性を持ち、こどもの目線で多様な学びの実現や支援に取り組もうとする人

しよくむ がいよう
【職務の概要】

- 英語教員として高度な言語活動を含めた4技能統合型授業を実施。
- 教材作成のスキルや指導のノウハウを他の英語科教員と共有。
- 分掌業務や部活動顧問など、教員としての業務全般も担当。
- 給与は、大学卒業者が月額約276,941円、修士課程修了者が月額約294,054円
で、経歴等に応じて加算（これらの月額は、人事委員会勧告などを踏まえて変更される場合あり）。
- 教員免許状の有無や国籍は不問。
- 日本国籍を有しない人が合格した場合、期限を付さない講師採用となります。

1 しゅつがんきかん せんこうについで
出願期間・選考日程

しゅつがんきかん 出願期間	2026年 4月10日（金）10時00分から 2026年 4月30日（木）17時30分まで ※出願期間終了間際はアクセスが集中し、手続きを完了できない恐れがありますので、余裕を持って手続きしてください。出願期間内に申し込み手続きを完了しなかった場合、いかなる理由があっても受付しません。
しけん日 試験会場	【1次選考】 2026年 6月13日（土）筆答試験 【2次選考】 2026年 7月30日（木）集団討論

	<p>2026年 7月31日(金) 実技試験(模擬授業)</p> <p>2026年 8月 4日(火)～ 7日(金) 個人面接</p> <p>※個人面接は、上記日程のいずれか1日を指定します。</p> <p>※試験会場は、全て紀北会場(和歌山市)です。詳細については、受験票送付時に通知します。</p> <p>※試験実施期日等に変更が生じた場合は、ホームページ上でお知らせする予定です。試験日前には、必ず確認してください。</p>
--	--

- ※ 日時は、日本時間で表示しています(海外在住の方はご注意ください。以下、同じ)。
- ※ 出願から採用及び採用後の配置については、令和9年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項に準じます。

2 募集区分及び人数

校種	教科	募集予定人数
小学校		若干名
中高共通	英語	若干名

※一般選考の募集予定人員に含めます。

3 職務内容

高度な言語活動を含めた4技能統合型授業を行うとともに、部活動顧問や分掌業務など、教員としての業務全般を担当する。また、研究授業や教科会議などの機会を利用し、教材や指導のノウハウを配置校の英語教員に普及していくとともに、公開授業などの機会を通じて、他校にも指導実践を発信する。

4 受験資格

1967年4月2日以降に生まれた方で、次の①から④の要件をすべて満たしていること。

なお、教員免許状の有無や国籍は問いません。

① 学歴について、次の(a)または(b)のいずれか1つを満たしていること

(a) 英語が第一言語、又は公用語とする国において、大学又は大学院(短期大学を除く。)を卒業(修了)し、学士以上の学位を取得していること。

(b) CEFR C1相当の英語力(※)を有し、大学又は大学院(短期大学を除く。)を卒業(修了)し、学士以上の学位を取得していること。

(※) CEFR C1相当の英語力とは、次のものをいいます。また、2024年4月1日から出願時までの期間に取得したスコアに限ります。

- ・ 実用英語技能検定 1級
- ・ TOEFL iBT スコア95点以上
- ・ ケンブリッジ英語検定 スコア180以上

- ・IELTS (アカデミック・モジュール/オーバーオール・バンド・スコア) スコア 7.0以上
- ・GTEC CBT スコア 1350点以上
- ・TEAP スコア 375点以上
- ・TEAP CBT スコア 800点以上
- ・TOEIC L&R/TOEIC S&W スコア 1845点以上

(注) 出願時に、各種英語試験のスコア証明書の提出が必要です。詳しくは、P.6の「5出願方法及び受験資格等にかかる書類の提出について」をご覧ください。

- ② 2027年3月31日までに、次の(a)または(b)の日本国内の教育関連機関での勤務経験が通算3年以上(実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない。)であること。なお、いずれも週10時間以上、英語の指導をしたものに限る。
- (a) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校(講師、外国語指導助手等。)
- (b) 学校教育法第1条に規定する大学(助教、助手、講師等)

【②の例】

例1) 高等学校で外国語指導助手として3年勤務。

例2) 高等学校で外国語指導助手として1年勤務、大学の外国語教科の助手として2年。
あわせて通算3年勤務。

(注) 出願時に、各種勤務経験に関する在職証明書(職種、業務内容、勤務期間、週当たり)の英語の指導を行った時間数の記載があるもの。原本の提出が必要です。詳しくは、「5出願方法及び受験資格等にかかる書類の提出について」をご覧ください。

- ③ 地方公務員法第16条、学校教育法第9条(※)及び教育職員免許法第5条第1項の各号に該当しないこと。

(※1) 学校教育法第9条に定める教員等の欠格事由の一つである「拘禁刑以上の刑に処された者」には、以下の期間にある者も含まれます。

- ・拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間
- ・拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処されることなく10年間を経過するまでの間

(※2) 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ((※1)と同様、「禁錮以上の刑に処せられた者」に含まれるとされる場合も含まれます。)、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

(注) 小学校教諭免許状、中学校教諭免許状「外国語(英語)」高等学校教諭免許状「外国語(英語)」をお持ちでない方も受験できます。ただし、採用にあたっては、特別免許状の取得

が条件となります。詳しくはP.7の「7 特別免許状の取得に係る手続き等」及びP.8の「8 採用」をご覧ください。

- ④ 2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（2024年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと。

【参考】

地方公務員法

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないもの
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員免許法

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 18歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

第2条 (略)

- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

5 出願手続及び受験資格等にかかる書類の提出について

電子申請（インターネット）での出願後、特別選考申請書とともに、次の①及び②の書類を、必ず郵送にて提出してください。

※ 電子申請及び申請書の提出については、令和9年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項にて確認してください。

- ① 4 受験資格①の(b) CEFRC1相当の英語力に関する証明書類の写し <該当者のみ>
 - ・「各種英語試験のスコア証明書（スコア証明書を表示したインターネットの画面のコピーでも可）」の写しを提出してください。
 - ・出願時にスコアの証明書が入手できない場合は、その旨を事前にご連絡いただき、スコア証明書の入手後、すみやかに提出してください。
- ② 各種勤務経験に関する在職証明書（職種、業務内容、勤務期間、週当たりの英語の指導を行った時間数の記載があるもの。）の原本 <全員>

6 選考方法

【1次選考試験】

- 筆記（指導案作成：使用言語は日本語を原則とするが、単語等は英語表記を可とする。）

試験内容	評価	選考基準	主な評価の観点
指導案作成 (試験当日に提示される教材を基に、1時間分の指導案を作成)	10段階	評価の3を基準とします。	・「日本の学習指導要領の理解と適用」「言語活動の設定」「実態に即した指導技術」の評価項目で実施します。

- ※ 選考の基準については、特別選考に係る客観的資料及び上記試験の結果等を総合的に検討し、合格者を決定します。

【2次選考試験】

- 模擬授業、集団討論、個人面接（集団討論、個人面接：使用言語は日本語を原則とする。）

試験内容	評価	選考基準	主な評価の観点
模擬授業 (試験当日に提示される教材を基に模擬授業を実施。)	10段階	評価の3を基準とします。	・「姿勢・態度」「指導力・表現力」の評価項目で実施します。
集団討論	10段階	評価の3を基準とします。	・集団の中における「社会性・態度」「表現力」「積極性」「協調性・コミュニケーション能力」「論理性」の評価項目で実施します。
個人面接	10段階	評価の6を基準とします。	・「姿勢・態度」「実績を生かす力（自己アピール）」「教育観・使命感・指導力」「積極性・協調性・コミュニケーション力」「総合的な評価」の評価項目で実施します。

- ※ 選考の基準については、特別選考に係る客観的資料及び上記試験の結果等を総合的に検討し、合格者を決定します。

7 特別免許状の取得に係る手続き等

(1) 特別免許状について

特別免許状は、教員免許状を有していない方であっても、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められた場合に授与される免許状です。

一般的な免許状（以下「普通免許状」）がすべての都道府県で効力を有するのに対して、特別免許状は発行された都道府県でのみ効力を有しますが、教科指導等ができる範囲は普通免許状と変わりありません。

(2) 特別免許状の取得に係る手続きについて

特別免許状の取得については、合格決定後、採用選考の内容を踏まえて、教育職員免許法の規定に従い、申請手続きを行います。手続きの詳細については、別途、採用選考の合格者にお知らせします。

【参考】

教育職員免許法

第5条（略）

- 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。（略）
- 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
 - 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

8 採用

- 原則、2027年4月1日に採用を決定します。
- 日本国籍を有する方は教諭に、日本国籍を有しない方は任用の期限を付さない講師として採用します。ただし、日本国籍を有しない方については、採用時に従事可能な在留資格がない場合は採用しません。なお、在留資格等の取得については、ご自身での手続きが必要となります。
- 職員の定年等に関する条例に基づく定年退職日のほか、任期の定めはありません。
- 受験資格要件を満たしていない場合や、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合、あるいは、出願内容等に虚偽の記入があった場合には、合格の取消し又は、受験を無効とすることがあります。なお、事実確認の必要が生じた場合には、本人等に照会します。
- 採用手続き及び採用後の諸手続き（宣誓、任命、研修等）並びに、配属後の学校での職員会議や評価面談等の学校運営業務は、すべて日本語で行います。

9 給与及び勤務条件

- 一般教員と同じ給与及び勤務条件となります。
 - 地方公務員の採用は、臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、すべて条件付の採用となります。採用から1年間は条件付採用であり、その間にその職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条第1項）。
 - 初任給は、2026年4月1日採用者で、大学卒業者が月額約276,941円、修士課程修了者が月額約294,054円です。これらの月額は、給料月額+教職調整額（給料月額の5%）の合計額です。なお、これらの月額は、人事委員会勧告などを踏まえて変更される場合があります。
- また、経歴、その他に応じて一定の基準により加算されます。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等の諸手当が、条件に応じて支給されます。
- 勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（高等学校の定時制課程（夜間）は、午後1時15分から午後9時45分まで）です。ただし、学校によって若干異なる場合があります。

わかやまけんきょういくいんかい きょういんさいようこうほしやせんこうしけん
和歌山県教育委員会ホームページ「教員採用候補者選考試験」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500300/saiyou/top.html>)

※教員採用候補者選考試験に関する情報は、ホームページ上でお知らせします。

※各種申請書等はホームページからダウンロードしてください。



（おといあわせさき）
【お問い合わせ先】

※ご不明点等ありましたら下記メールアドレスまでお問い合わせいただきますようお願いいたします。

わかやましこまつばらどおりいちちようめ1ばんち
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

わかやまけんきょういくちようきょういくそうむきよく きょうしよくいんか きかくちようせいばん
和歌山県教育庁教育総務局 教職員課 企画調整班 TEL：073-441-3650

メールアドレス：e5003002@pref.wakayama.lg.jp